

# 雇用調整助成金等の不正受給対策について

# 雇用調整助成金の不正受給への対応について

## 取り巻く状況

### ● 雇用調整助成金は、コロナ禍において特例による手厚い措置で雇用を支えてきた。

- 支給決定額5兆3470億円。決定件数579万件（令和4年2月11日時点）
- 迅速に支給決定できるよう、申請手続の簡素化（※1）にも取り組んできたが、申請件数が依然として高水準で推移する中（※2）、書類審査において不正申請が見つげにくくなる側面も。

（※1）事前の休業計画の届出省略、添付書類の簡略化（出勤簿に代え手書きのシフト表で可）等

（※2）1日あたり申請件数（令和3年度の月平均）：1万1000～1万6000件台で推移

## 対応の方向性

- 抑止力アップ、情報収集  
－ 企業名等の積極的な公表 等
- 積極的・効果的な調査、体制強化  
－ 事前予告なしの現地調査 等
- 捜査機関との連携強化

※ 迅速支給には引き続き留意

- 雇調金を真に支援が必要な事業主の元へ

- 制度の運営から不正な活用を排除

## 不正受給の状況

### ● 不正受給への対応強化が強く求められる局面。

（令和2年9月～3年12月末）（※3）

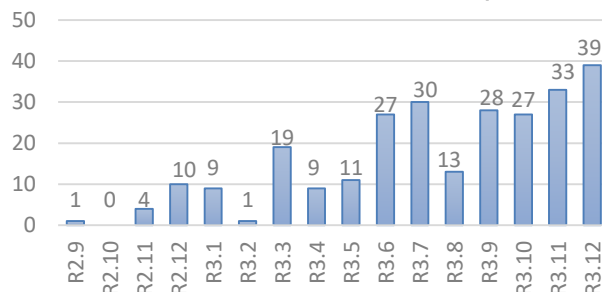
○不正受給 | 261件 約32.3億円

○うち回収額 | 218件 約21.5億円  
（一部返還含む）

（※3）緊急雇用安定助成金も含む

（※4）各月に報告があった支給取消件数を月毎に集計

不正件数推移（月次）（※4）



## 不正事案の最近の動向

### ● 不正受給に関する情報提供の増加。（⇒的確な調査の必要性）

- 不正受給を扱う報道を見て、従業員等からの**通報（情報提供）**が増加
- 不正（が疑われるもの含む）**事案の複雑化・巧妙化**による調査の長期化
- 事業主からの**自主返納の動き**

## 会計検査院による指摘

### ● 会計検査院からも対応方策の検討を求められている。

- 「不正受給の事態を解明する過程で得られた知識や経験を労働局間で共有するなどして、事後確認に活用する方策を検討すること」（検査院「令和2年度決算検査報告」（令和3年11月）より）

### 不正受給の例

事実と異なる支給申請を行うなどして、助成金を不正受給

- ・ 雇用関係のない者を雇用関係があることとした例
- ・ 休業の実態がないのに休業を行ったこととした例
- ・ 休業手当を支払った事実がないのに支払ったこととした例 等

都道府県労働局に  
対する指示

● 引き続き「迅速支給」の一方で、あわせて「不正受給対応」を強化する。

①

不正が疑われる事業主  
への積極的な調査実施

②

不正受給に対応  
するチームの編成

③

労働局間での不正手口  
等の共有

④

警察等関係機関との  
連携

周知広報の  
強化と具体的な  
取組の例

● 対応の“厳格化”をアナウンス

注意喚起のリーフレット  
(参考資料)

抑止力アップ、情報  
収集

● 企業名等の積極的な公表

● 返還請求  
(ペナルティ付き)  
● 5年間の不支給措置

● 情報提供の促し (従業員等)  
● 返還希望の促し (申請事業主)

積極的・効果的な  
調査、体制強化

● 労働局による事前予告なし  
の現地調査  
(事業所訪問、立入検査)

● 不正調査のための対応  
チームを編成  
(組織的な調査体制)

● 従業員等からの通報が  
あった場合、優先順位  
を高く調査

捜査機関との連携強化

● “捜査機関との連携強化”  
を積極的にアナウンス

● 都道府県労働局と  
都道府県警察本部による連携  
(連絡会、情報共有等)

● 悪質なものは捜査機関  
に対し刑事告発

# 不正受給（雇用調整助成金等）の対応を“厳格化”します！

～ 不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります

## 1) 事業所名等の積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給を行った事業所名等を積極的に公表します
- 都道府県労働局による事前予告なしの現地調査（事業所訪問・立入検査<sup>(\*)</sup>）を行います
- 不正“指南役”の氏名等も公表の対象となる場合があります

(\*) 雇用保険法第79条に基づく検査。また、支給決定から5年間は現地調査を行う場合があるため、申請事業主は提出書類の保存が必要です。

## 2) 返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」+ 「不正受給額の2割相当額」（ペナルティ）+ 「延滞金」の合計額を返還請求します

## 3) 5年間の不支給措置

- 雇用調整助成金のみならず、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を及ぼす結果を招きます

## 4) 捜査機関との連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について都道府県警察本部との連携を強化します
- 悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います

ご一報  
ください！

(連絡先は裏面に)

### ■ 申請事業主のみなさま

申請内容に誤りがあった場合

受給した助成金の返還を希望される場合

### ■ 従業員のみなさま

不正受給に関する情報を把握されている場合



# 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の不正受給に係る通報窓口一覧

都道府県 労働局	通報先	電話番号
北海道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	北海道労働局HP参照
青森県	職業対策課	017-721-2003
岩手県	職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285
宮城県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063
秋田県	職業対策課、各ハローワーク	018-883-0010
山形県	雇用調整助成金事務室	023-666-3614
福島県	職業対策課、各ハローワーク	福島労働局HP参照
茨城県	職業対策課、各ハローワーク	茨城労働局HP参照
栃木県	職業対策課分室（助成金事務センター）、各ハローワーク	栃木労働局HP参照
群馬県	職業対策課	027-210-5008
埼玉県	職業対策課、各ハローワーク	埼玉労働局HP参照
千葉県	職業対策課	千葉労働局HP参照
東京都	ハローワーク助成金事務センター	03-5909-3122
神奈川県	職業対策課	045-650-2801
新潟県	職業対策課 助成金センター、各ハローワーク	新潟労働局HP参照
富山県	職業対策課 助成金センター	076-432-9162
石川県	職業対策課、各ハローワーク	石川労働局HP参照
福井県	職業対策課	0776-26-8613
山梨県	職業対策課	055-225-2858
長野県	職業対策課、各ハローワーク	長野労働局HP参照
岐阜県	職業対策課 助成金センター	058-263-5650
静岡県	職業対策課 雇用調整助成金センター、各ハローワーク	054-653-6116
愛知県	あいち雇用助成室	052-219-5518
三重県	職業対策課 助成金室	059-226-2111
滋賀県	職業対策課	077-526-8686
京都府	雇用調整助成金相談センター	075-256-8339
大阪府	助成金センター	06-7669-8900
兵庫県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440
奈良県	職業対策課 助成金センター	0742-35-6336
和歌山県	職業対策課	073-488-1161
鳥取県	職業対策課、各ハローワーク	鳥取労働局HP参照
島根県	職業対策課	0852-20-7020
岡山県	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301
広島県	職業対策課	082-502-7832
山口県	職業対策課	083-995-0383
徳島県	職業対策課、助成金センター、各ハローワーク	徳島労働局HP参照
香川県	職業対策課	087-811-8923
愛媛県	職業対策課分室（助成金センター）	089-987-6370
高知県	職業対策課	088-885-6052
福岡県	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	092-402-0537
佐賀県	職業対策課	0952-32-7217 又は 32-7173
長崎県	職業対策課	095-801-0042
熊本県	職業対策課	096-211-1704
大分県	大分助成金センター	097-535-2100
宮崎県	宮崎労働局 助成金センター	0985-62-3125
鹿児島県	職業対策課	099-219-5101
沖縄県	職業対策課	098-868-3701